

役員報酬等規則

(目的)

第1条 この規則は公益社団法人東京都江戸川区歯科医師会の定款第27条の規定に基づき、役員報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。定款第27条第2項に定める費用弁償とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人の役員に対して、職務執行の対価として定款第27条第1項に定めるとおりの報酬を支給することができる。

- 2 前項の報酬は、別表に定める総額の範囲内において理事については理事会で、監事については複数の監事の協議でその額を決定するものとする。
- 3 役員報酬に関する支給対象期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。
- 4 役員報酬は年額とし、毎年6月の休日でない日に支給する。但し、第4条第1項による報酬の支給については、就任した月の末日までに支給する。
- 5 役員には、別表に定める総額の範囲内において賞与を支給することができるものとし、理事については理事会で、監事については複数の監事の協議でその額を決定するものとする。
- 6 役員には、総会の決議を得て退職慰労金を支給することができる。退職慰労金の算定基準は、在職期間1年度ごとに各年度に支給された役員報酬月額（第2項に基づいて定める年額を12で除し（1円未満切り捨て）て得た額をいう。以下「役員報酬月額」という。）を合算して得られた額を上限とする。但し、在任期間は当初就任日より6年間（1年未満切り捨て）を限度とする。

(就任又は退任時の報酬)

第4条 役員が新たに選任された場合において、当該役員に支給する報酬の額は、役員報酬月額に就任した日からその年の3月31日までの月数（1月未満切り上げ）を乗じて得た額とする。

- 2 役員が退任又は死亡した場合において、当該役員に支給する報酬の額は、役員報酬月額にその

年の4月1日から退任した日までの月数（1月未満切り上げ）を乗じて得た額とする。

- 3 前項の場合において、当該役員について第3条に定める支給対象期間が経過していない報酬があるときは、会長は理事会の承認を得て当該役員に対して報酬の返還を求めることができる。

（報酬の支払方法）

第5条 役員の報酬は通貨をもって直接本人に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支給する。

- 2 役員が報酬の振込みを申し出た場合には、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（公表）

第6条 この法人は、この規則をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（規則の改廃）

第7条 この規則の改廃は、総会の決議を経なければならない。

（補則）

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

付 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 令和2年3月19日 施行
令和7年6月19日 施行
令和8年6月18日 施行
改正後の別表の規定は令和8年4月1日から適用する。

別 表

外部役員含む

役員区分	報酬年度総額
会 長(非常勤)	1,000,000円以内
副 会 長(非常勤)	600,000円以内

専務理事(非常勤)	780,000円以内
会計理事(非常勤)	400,000円以内
総務理事(非常勤)	250,000円以内
理事(非常勤)	220,000円以内
監事(非常勤)	220,000円以内

- ・この法人は常勤役員を置かない。